

申告書は正しくお早め！

市 市民税・県民税および所得税
確定申告の相談所を、事前
指導を含め2月10日(月)から3
月17日(月)まで開設します。
平 成25年1月1日から12月31日
までの1年間の所得について
計算のうえ、申告してください。

税の申告時期です

（国税務課（氷上庁舎内） ☎ 82-2070

期限内に必ず申告を！

提 出された申告書は、所得証明、年金、福祉医療、保育所の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料となります。申告がないとこれらに関する諸証明が発行できませんので、期限内に申告してください。

住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除をはじめ受けられる方については、確定申告が必要です。詳しくは、柏原税務署 ☎ 72-1130 までお問い合わせください。

お願い

申告は自分で計算して申告する「自書申告」です。農業の収支内訳書や医療費に関する計算は、必ず事前に整理のうえ、領収書、帳簿、控除に必要な証明書、印鑑を忘れずにお越しください。

■申告相談の日程

会場	日程	受付時間
篠山市民センター (篠山市黒岡 191-1)	2月6日(木)～21日(金) ※2月17日～21日までは午後5時まで	午前9時～午後4時
柏原住民センター (センター会場)	2月24日(月)～3月17日(月)	午前9時～午後5時
青垣住民センター別館	2月10日(月)～14日(金)	午前9時～午後4時
氷上住民センター	2月17日(月)～21日(金)	
ライフピアいちじま	2月24日(月)～27日(木)	
春日住民センター	3月3日(月)～6日(木)	
山南住民センター	3月10日(月)～13日(木)	

※柏原住民センター及び篠山市民センターは、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。青垣・氷上・市島・春日・山南の各会場では、市税務課が相談業務を行います（土・日・祝を除く）。※2月28日、3月7日、14日の各金曜日は、柏原住民センターでのみ相談業務を行っています。

市民税・県民税の申告

申告が必要な方

昨年、市民税・県民税申告書を提出された方には、1月下旬に申告用紙を送付します。同封の『平成26年度市民税・県民税申告のてびき』を参考に必要事項を記入し、

3月17日(月)までに

市税務課、各支所または相談会場へ提出してください。申告書が郵送されなかった方で、申告が必要な方は、上記の提出先でお渡しします。

①平成26年1月1日現在、丹波市に住所があり、平成25年中に事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金等を含む）など所得のあった方。※農業所得等、事業所得のある方は、必ず収支内訳書を添付してください。※確定申告が必要な方は、市民税・県民税の申告ではなく、必ず確定申告をしてください。

②国民健康保険加入世帯の方および後期高齢者医療保険加入世帯の方。※所得の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください（提出のない場合は、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減の判定ができません）。

③課税（非課税）証明書、所得証明書などの発行が必要な方。

申告が不要な方

①所得税の確定申告をされた方。
②給与所得者で、すでに会社で年末調整をしてその給与以外に所得がなく、他に所得控除がない方。
③公的年金受給者で、他に所得がなく所得控除等を受ける必要のない方。

確定申告

申告が必要な方

【給与所得者】

①給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。

②給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方。

③平成25年中の給与収入金額が2千万円を超える方。

④年末調整での配偶者控除、扶養控除などに誤りのある方。

【給与所得者以外】

平成25年中の各所得金額の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの人的控除やその他の所得控除の合計額より多い方。

確定申告をすると 所得税が還付される方

①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする方。

②所得が公的年金のみの方で、源泉徴収された所得税が納め過ぎの方。

③平成25年の途中で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方。

④その他予定納税額や源泉徴収税額が過納の方。

記帳・帳簿等保存制度が新しく変わりました

平成26年1月から、事業所得（農業含む）及び不動産所得を生ずる業務を行うすべての方に、記帳・帳簿等の保存が必要となります。

その他ご注意

①社会保険料は年金・給与から天引きされている分を除き、自動的には所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい方は、必ず申告してください。なお、配偶者控除や障害者控除、寡婦控除なども同様ですのでご注意ください。

②確定申告が必要な方は、市民税・県民税の申告で済ませず、必ず確定申告をしてください。

③年金所得者の方で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の確定申告は不要です（上記の要件に該当する場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります）。

ここが変わりました！

復興特別所得税が創設されました

東日本大震災からの復興のため、復興特別所得税が創設されました。平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税と併せて申告してください。なお、住民税については、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税と県民税の均等割がそれぞれ500円上乗せされます。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税} \times 2.1\%$$

※給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されています。

税務署では決算・確定申告 記帳説明会を行います

「消費税の概要、青色申告、所得税決算、確定申告などの説明」

■とき 1月23日(木) 午後1時30分～4時

■ところ 氷上住民センター 大会議室

☎ 柏原税務署 ☎ 72-1130